

奈良県神経難病医療連絡協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十号

奈良県神経難病医療連絡協議会規則を廃止する規則

奈良県神経難病医療連絡協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十一号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。